

複数自治体間の再編・ネットワーク化後の経営主体について①

資料2

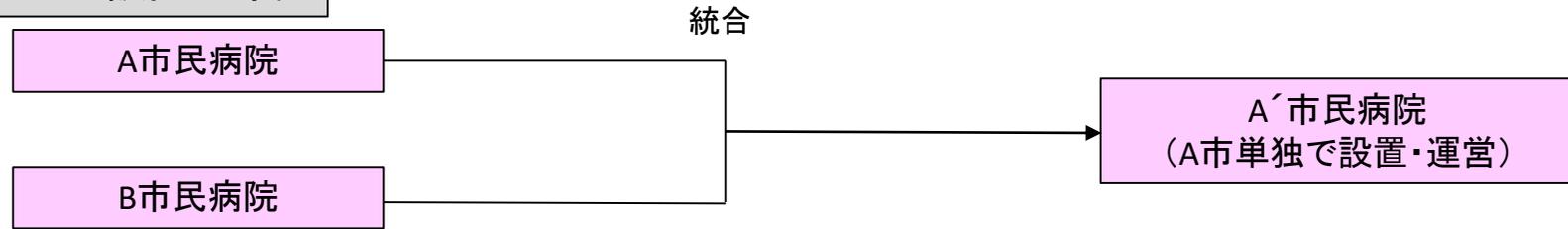
経営主体または病院統合の事例 (H27~R2)	うち複数自治体間の事例	うち同一自治体内の事例	うち公立以外が相手先の事例
	28事例	5	15



再編後の経営主体	再編年度	再編前	再編後
単独	R1	県立循環器呼吸器病センター（宮城県） 栗原中央病院（栗原市）	栗原中央病院（栗原市）
	H30	大阪急性期・総合医療センター（大阪府） 住吉市民病院（大阪市）	大阪急性期・総合医療センター（大阪府）
	H30	筑西市民病院（筑西市） 県西総合病院（県西総合病院組合）	茨城県西部メディカルセンター （（地独）茨城県西部医療機構）
企業団	H28	国民健康保険土庄中央病院（土庄町） 内海病院（小豆島町）	小豆島中央病院（小豆島中央病院企業団）
	H29	県立五條病院（奈良県） 国保吉野病院（吉野町） 町立大淀病院（大淀町）	五條病院（南和広域医療企業団） 吉野病院（南和広域医療企業団） 南奈良総合医療センター（南和広域医療企業団）

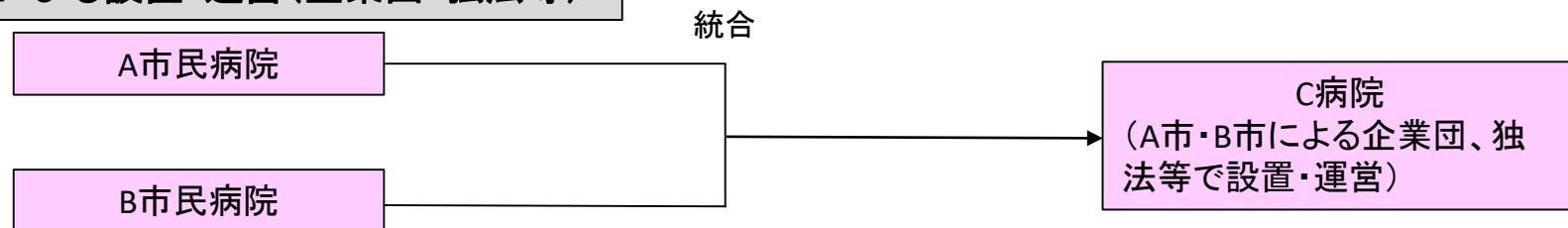
複数自治体間の再編・ネットワーク化後の経営主体について②

単独自治体による設置・運営



施設整備等	運営経費
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、元利償還金に係る一般会計繰出はA市が全額負担。繰出金に対しては、病院事業債（特別分）に係る交付税措置がなされる。 ・B市一般会計が一定の負担をする場合もある。ただし、B市に対しては病院事業債（特別分）に係る交付税措置はなされない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、必要な一般会計繰出はA市が全額負担。病床数等に応じて交付税措置あり。 ・B市一般会計が一定の負担をする場合もある。ただし、B市に対する交付税措置はない。

複数自治体による設置・運営（企業団・独法等）



施設整備等	運営経費
<ul style="list-style-type: none"> ・元利償還金に係る一般会計繰出はA市、B市が人口割等の何らかの基準により財政負担を按分。 ・A市、B市とも病院事業債（特別分）に係る交付税措置がなされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な一般会計繰出はA市、B市が人口割等の何らかの基準により按分。 ・病床数等に応じた交付税措置がA市とB市に配分される。 ※交付税措置の総額は単独設置の場合と変わらない。